

令和5年度第3回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会会議録

議題	<p>(1) 指定管理者制度導入施設におけるモニタリング結果について</p> <p>(2) 道の駅整備運営事業者について</p> <p>(3) 指定管理者制度導入に関する基本的考え方の改訂について</p>
日時	令和5年8月10日(木) 13時30分～16時00分
場所	茅ヶ崎市役所本庁舎6階 理事者控室
出席者氏名	<p>【委員】 藏田委員長、山本副委員長、小山委員、山田委員</p> <p>【事務局】 (行政改革推進課) 永倉課長、廣瀬主幹、岡崎課長補佐、早坂主任、小牧主任 (保育課) 多賀谷課長、森課長補佐、竹尾主事 (スポーツ推進課) 工藤課長補佐、陣内主任 (産業観光課) 稲葉道の駅整備推進担当課長、富士主幹、関谷課長補佐、島崎主査</p>
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度第3回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会 次第 ・ 【資料1】 指定管理者制度導入施設におけるモニタリング結果報告書【令和5年度版】(案) ・ 【資料2-1】 道の駅整備事業審査講評 ・ 【資料2-2】 道の駅整備運営事業 提案概要書 ・ 【資料3-1】 指定管理者制度導入に関する基本的考え方の改訂について(報告) ・ 【資料3-2】 指定管理者制度導入に関する基本的考え方 新旧対照表

	・【資料 3-3】指定管理者制度導入に関する基本的考え方（見え消し）
会議の公開・非公開	公開
傍聴者数	0名

会議録

○廣瀬主幹

それでは定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は、ご多忙のところ令和5年度第3回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会にご参加いただきまして、大変ありがとうございます。

本日の議題といたしましては、次第がございますとおり、

- (1) 指定管理者制度導入施設におけるモニタリング結果について
- (2) 道の駅整備運営事業者について
- (3) 指定管理者制度導入に関する基本的考え方の改訂について

また(4)その他を加えた4件となっています。

ここで、本日の資料の確認をさせていただきます。

【資料確認】

○廣瀬主幹

続きまして、本日の委員会の成立について、茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会規則第6条第2項に従いまして、本委員会委員4名のうち現在4名の出席となっております。過半数を超えておりますので、本会議が成立していることをご報告いたします。

会議の進行につきましては、藏田委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○藏田委員長

よろしく申し上げます。

では次第に沿いまして、議事を進めてまいります。最初に本委員会の公開・非公開について、確認をさせていただきます。資料について、公開・非公開事由があるかどうかを確認しましたところ、特段それに該当する事項がございませんので、本委員会は公開で実施をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【異議なし】

○藏田委員長

では、公開で進めさせていただきたいと思います。

では次第に沿いまして、議題（１）について事務局からご説明をお願いいたします。

○廣瀬主幹

議題「（１）指定管理者制度導入施設におけるモニタリング結果について」ご説明をさせていただきます。

本市では、毎年度終了後、事業報告書の内容、利用者アンケート、実地調査等を踏まえまして、指定管理者による管理業務が協定書、仕様書に基づき適切かつ確実に履行されているかどうかを評価するために「指定管理業務総括評価票」を作成しております。そちらを今回の資料１のように冊子形式にまとめまして「指定管理者制度導入施設におけるモニタリング結果報告書」という形で取りまとめをして公表しているところでございます。

各施設の「指定管理業務総括評価票」につきましては、各施設所管課から提出されたものを取りまとめた段階で、この内容について、本委員会にお諮りをして意見を頂戴しております。

また、次年度に選定を控える施設と５年を超える指定管理期間を設定した施設で、一定期間を経過した施設につきましては、施設所管課より「指定管理業務総括評価票」の内容のご報告をさせていただきまして、委員の皆様からご意見をいただくこととしております。

次年度につきましては、選定を予定している施設がありませんので、今回は５年を超える指定管理期間を設定した施設で、一定期間を経過した施設について、ご意見を頂戴したいと考えております。

本委員会でご意見をいただきました内容につきましては、指定管理者の今後の取組に活用していただけるよう指定管理者へ通知を行うとともに、本日お配りしている資料１「指定管理者制度導入施設におけるモニタリング結果報告書」の最終ページに、本日の配布資

料として、昨年度の資料を置かせていただきましたが、このような形で指定管理者選定等委員会からの意見という形で取りまとめ、記載をさせていただきたいと考えているところでございます。

今回の対象施設につきましては、資料1の140ページ「中海岸保育園」と168ページ「柳島スポーツ公園」の2施設が対象施設となっておりますので、順番に評価を行っていただきたいと思いますと考えております。

今後の予定といたしましては、本委員会でご意見をいただいた後に、修正等をさせていただいた上で、公表を行ってまいりたいと考えております。

事務局からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○藏田委員長

では、今のご説明に沿いまして、モニタリング結果について検討を進めてまいりたいと思います。

初めに茅ヶ崎市立中海岸保育園のモニタリング結果につきまして、施設所管課である保育課からご説明をお願いいたします。

○多賀谷課長

保育課長多賀谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、中海岸保育園について、説明をさせていただきます。140ページをご覧ください。

最初に、中海岸保育園の概要について、ご説明をさせていただきます。

中海岸保育園については、平成24年4月に市内7番目の公立保育園として開園しております。

定員は120名で、高砂コミュニティセンターとの複合施設となっております。

通常保育の他に、夜8時までの延長保育や一時預かり、病後児保育を実施しており、多様な保育サービスを提供しております。茅ヶ崎駅からも近く、市内でも入園申し込みが多い状況となっております。

開園当初から指定管理による運営を行っておりまして、公募にて指定管理者の募集を行っております。

指定管理者については、開園当初から社会福祉法人西久保福祉会となっております、社会福祉法人西久保福祉会については、市内で別にもう1園、民間の認可保育所を運営しております。

令和4年度のモニタリング結果について、ご説明をさせていただきます。

指定管理業務総括評価票をご覧ください。

指定管理者制度を導入した施設のモニタリングに関する指針に基づきまして、毎月の月次報告書、四半期ごとの実地調査、利用者アンケート等を参考に総括評価を行っております。

評価の主な内容について、項番1の実施体制につきましては「保育園を運営するために必要な人員体制や管理体制が整っているかどうか」という視点で評価を行っています。

保育園については、神奈川県認可基準に基づく人員などの基準がございますが、中海岸保育園においては、基準以上の配置を行っており質の高い保育を行う体制が整っております。

管理体制についても、令和4年度に行われた神奈川県の監査でも指摘事項がなく、関連法令を遵守し、市への報告も適切に行うなど必要な管理体制が整っているものと考えております。

次に項番2の内容・水準につきましては、実際の運営内容について「保育園として必要な水準に達しているかどうか」という視点で評価をしております。

運営面においても神奈川県の認可基準がございますが、保育園関係法令を遵守した運営を行うだけでなく、保護者・園児等の利用者の意向に沿った運営を行っており、利用者アンケートでも運営に対して高い評価を得ております。

施設の維持管理につきましても法令や仕様書に基づき適切に行っており、安全な保育環境の整備を徹底しているものと考えております。

項番3の収支等につきましては、「施設が継続して運営できる収支となっているかどうか」という視点で評価をしております。経理についても社会福祉法人の会計や保育園に係る経理の会計規程などがございますが、それらに沿った経理が行われており、継続的に運営できるよう適切に処理がされております。これらに基づきまして項番4の総合評価といたしましては、事業計画に沿って適切に管理・運営がされていると評価をしました。

今後も地域の中で信頼される保育園運営を続けていただきたいと思いますと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○藏田委員長

ご説明ありがとうございました。

では、総括評価票も含めまして、モニタリング結果につきましてのご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。山本委員、お願いします。

○山本副委員長

ご説明ありがとうございました。

今のご説明の中で、概ねとても良くやられているというお話のように聞こえますが、こ

の評価票を見ると「A」評価がすごく少なく感じます。特に「利用者アンケートもきちんとやっていたらという状況が良い」とおっしゃっていたのですが、これも評価が「B」ということで、A・B・C・Dの4つの評価は、基本的には「B」の良好がふつうにあたるものだと思います。「C」は課題があるということなので、今のご説明を聞いている状況では、ふつうより良いのではないかと思うのですが、書類上で「A」評価が付いている項目は数えられるほどしかなく、ほとんど「B」評価であるということの理由は何なのでしょう。

それから、子どもを預ける上で一番気になるとともにきちんとしていただきたいと思います。緊急対応や利用者アンケートについては、「A」評価として「きちんとやっていただいています。」とした方が、預ける親としては安心感が高まるかと思います。そういったところも「B」評価である理由はどのようにしてでしょうか。また、アンケートはどの程度の回数、頻度で行っているのか、そういうところも含めて、なぜほとんど「B」評価なのかというところを教えてくださいませんか。

○多賀谷課長

ありがとうございます。私どもとしては、「B」評価が良好ということでしたので、良好であれば「B」評価であると考えていたところで、「A」評価はさらにそれよりも良いというようなところで、「B」評価が良好という意味で「B」評価という形にしておりました。

アンケートにつきましては、令和4年度は1回実施しておりまして、その中で保護者からは概ね、良い評価をいただいていたというところでございます。

○山本副委員長

ありがとうございます。

基本的に利用者、通っているお母さん方に対するアンケートを1回実施していて、その結果だけならば、「B」評価は妥当かと思いますが、アンケートは年に1回だとお子さんを預けるのが年間を通しての方もいれば、そうではなくて途中から預ける方やアンケートの時に回答出来なかった方も出てくると思います。本当は、いろいろな方の意見を広く聞いていただくためには、出来れば複数回、学期ごととか親の面談もある程度、季節に応じてやっていたらと思うので、そのときにアンケートを取っていただいて、皆さんの意見をきちんと聞いていただくような努力もしていただければ、アンケートの部分についても「A」評価になるのではないかと思います。

「B」評価が良好ということで、4つの評価基準だと良好というよりはふつうであり、「あたり障りなくやっていますよ。」という感じになるかと思います。ただ、ご説明では

「すごくきちんとやっていますよ。」と聞こえるので、そういった部分についてはきちんと評価で表していただきたいです。この票だけを見てしまうと、運営状況が「B」評価ばかりのため「あまり良くない。」という印象を受けてしまいます。特に市民の方が拝見されたときに良くないかと思imasので、その辺りを再考していただければと思います。この部分の修正は可能でしょうか。

○廣瀬主幹

ご意見をいただいて、検討した上で修正することは可能です。

○多賀谷課長

承知しました。もう一度、再考させていただきます。

○藏田委員長

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。小山委員、お願いします。

○小山委員

今のお話に関連して、ほとんどの項目が「B」評価なのですが、「A」、「C」評価を付けるというのは、よほどの事情があるのだろうとっております。

保育課のケースで指摘をさせていただいて申し訳ないのですが、例えば、項番1の実施体制の管理記録について、「業務日誌等を適正に整備、保管している」が「A」評価になっています。これは「業務日誌等」なので「いろいろなものを」という意味も含めてなのでしょうが、「業務日誌等を適切に整備、保管しているかどうか」というのは、公募にあたっての基本条件かと思imasので、いわば当たり前のことであると思imas。これを

「A」評価にしているというのは、よほどその内容がすばらしいのかということが考えられますが、募集要項の条件で実施して当然のことは他にもあると思imas。例えば、項番2の「内容・水準」の1番目「施設管理」の「協定書等に従い、開館日、開館時間等を遵守している」に関しても当たり前のことかと思imas。これを「B」評価とするのか

「A」評価とするのか、私も今まで評価の中でも常に迷います。おそらくは、保育課としてもその辺りを迷われているのだと思imasが、根拠もなく「A」評価をつけているとなると、そもそもこの評価票のあり方がおかしいのではないかと思imas。これは行政改革推進課に申しあげることだと思imasが、実施して当然のことはおそらく「B」評価に該当するのだろうと推察しますが、やって当然のことは項目を評価票に入れて良いのかどうか、あるいは141ページの「指定管理者に来年度期待すること」などの内容を拝見する

と、非常に頑張っている指定管理者であることはよくわかります。ただ、その頑張っている内容が意見としては書かれているのですが、この評価票のどこに反映しているのかが読み込めません。そのため、評価票のあり方、あるいは評価の「A」と「B」の違いについて検討された方が良いかと感じました。

○多賀谷課長

今回、「A」評価が3カ所あるところにつきましては、先ほどの説明でも少し触れましたが、保育施設の監査を神奈川県、市でそれぞれ2年に1回の頻度で受けております。その中で、こちらの中海岸保育園については、特に指摘事項がないというところで、管理記録や施設の管理といったところの運営について、今回は「A」評価とさせていただきます。

○藏田委員長

他にいかがでしょうか。山田委員、お願いします。

○山田委員

意見・コメントとしては大きく1つですが、指定管理者制度を導入した公募制の施設として、良好な運営のために担当課が、今後または現在工夫したいとお考えになっているところについて伺いたいというのが質問です。

理由は、利用者アンケートの実施や保護者の意見を聞いている、つまり寄り添う保育を実現させようと思うと、当然施設の中では、様々なジレンマが発生するかと思います。この対応は、指定管理者としては、担当課との緊密な連携や協議がとても大事だと思います。これに対してどのように取り組まれ、担当課の皆さんとしては、どのように配慮をなさっているのかというポイントが項番4の「総合評価等」の「総合評価」2行目の適切に実施している中で、具体的な取組内容について聞かせていただきたいと思います。

理由の2番目としては、期待するところに、「さらに保護者に寄り添って、子供を安心して預けることができる保育園、地域の皆様に愛される保育園」という担当課の期待がありますが、同時に項番5の「指定管理者の意見」の「評価を受けての今後の取組等について」に「厳格な対応を保護者より求められ、かつ難しさも感じている。」とのリプライがありますので、こうした保育園運営の基準的要素というのでしょうか、「やらなければならないこと」、「やりたいこと」は、保育施設であるとどうしても矛盾が生じて、板挟みが発生するかと思います。そういったことに対する対処が必要かもしれないといったコメントをした記憶があるのですが、そのときにどのような対応をしたいのか、あるいはしているのか。そうした指定管理業務全体における担当課としての工夫やあり方について、事

例でも構いませんので、お答えいただきたいと思います。

○森課長補佐

保育課の森と申します。

事例を挙げさせていただくと、現在は大分落ち着いているのですが、新型コロナウイルス感染症の対応ということで、感染が拡大、蔓延していた時期に、マスク着用の対応や施設内での消毒の対応ということについて、保護者の皆さんからは、非常に多くのご意見・ご要望を受けておりました。これについては、施設として、対応できるもの、できないもの、どこまでやれば良いのかということについて、種々保育園とも、意見交換しながら、主には「公立保育園だったらどう対応するか」という観点で、考えながら一緒になって対応しておりました。保護者の中でも当然、様々な意見があり、そこも一枚岩ではない部分がありましたので、施設としてどう対応していくべきかというところは、担当課として一緒になって考えながら、より良い施設運営になっていくように対応していくべきなのかと思っております。それについてはコロナに限らず、通常の保育園運営に関しても全く同様だと思っておりますので、そういった点に気をつけながら、今後も意見に寄り添いつつも、しっかり目指すべき保育というものも築いていけるよう、一緒に行っていきたいと考えております。

○山田委員

そうしますと市として目指すべき方向性と現場の様々な思いは、そういった協議の場で現時点では、比較的上手く調整が出来ていると評価されたということでしょうか。

○森課長補佐

その通りです。保育に関しましては、「保育指針」という指針に則りまして、保育園の全体的な計画を策定しております。

この計画を確認しながら、大きく市が考えているものとずれがないかというところで進めております。

○山田委員

他の方も発言なさっていますが、最終的には、発注ともくろみに対して実態がどうかといったところが評価として一番求められるところだと思いますので、そういったところも適宜、評価の中に加えていただきながら上手く出来ているところだと思いたしましたので、そのところも良好の方にぜひ加えていただけて、項番4にまとめていただけると、なお良いかと思いたしました。

○藏田委員長

ありがとうございます。

私から3点よろしいでしょうか。1点目は、項番5の「指定管理者の意見」の進捗状況の部分に関する1段落目に「保育計画全体については、見直しを改訂しました。」と記載されていますが、具体的にはどのように改訂されたのか、担当課としての把握状況を教えてください。

2点目は、病後児保育が1つの売りになっていると思いますが、項番5の最後のところもそうですが、これについては、どのように評価をされていらっしゃるのかお伺いさせていただきます。

3点目は、8年の指定管理期間となり、中長期で取り組める事業者であるということですので、単純に毎年の評価という視点のみならず、中長期でどのように取り組んでいただくのかという評価なり要望があってしかるべきかと思います。複合施設であることや、また様々な人材育成等についても、長い期間、指定管理を任せる以上は、その部分は民間としてもしっかり投資してもらおうという、要は、お金をかけて人材を育てて定着なり、経験値を積んでもらうということが求められるかと思いますので、その点について、何かこの指定管理期間8年、現在折り返したところですが、課題としてあるもの、もしくは、市の病後児保育を含めた保育環境もかなり変わってきているかと思いますので、そういった中で、もう一段階・二段階、さらに努力していただくために何らかの目標設定や検討をされていらっしゃるのか。この部分につきまして、何か検討の状況がありましたら教えてください。

○多賀谷課長

まず、見直しの点についてですが、前回の中海岸保育園の選定等委員会の際にご指摘をいただいたところがありまして、全体的な計画のところ、事業目的や保育の理念、人権尊重などのところの文章が読んでいてわかりにくいというご指摘をいただいていたので、毎年、全体的な計画を策定いたしますが、そこについては修正がされていて、わかりやすい表現になっているということでございます。

次に病後児保育につきましては、コロナ等の関係もございましたので、令和4年度につきましては、利用されている方の人数も回復してきているところではあります。稼働日が年間240日ありまして、1日の定員は約3名という形になっております。年間で720人分の受け皿がありますが、稼働率としては約20%というようなところでございますので、ここについては、我々としても周知を図っていきたいと考えているところでございます。

次に中長期での要望や人材育成等につきましては、現在、世間でもニュースなどで報道されている不適切保育などの関係があります。また、保育士不足というような、茅ヶ崎市だけでなく、全国的な課題もありますので、今年、中海岸保育園も含め、不適切保育や保育士の人材確保については、市全体として考えていきたいと考えているところでございます。

○藏田委員長

ありがとうございました。

今のお答えを伺って病後児保育の稼働率が20%であることについては、項番5の最後のところに、これが指定管理者からのリプライだと思いますが、一般向けに本法人や市のホームページでしっかりと掲載をしているので、それで十分だという答えになっていますが、それではまずいです。このことをしっかりとフィードバックしていただいて、「やるべきことはやっているのに20%で仕方ありません。」ということでは、任せているパフォーマンスとしては十分ではないという評価ですので、逆にいうとその稼働率の数字を記載される必要があるかと思います。それが20%であれば、それに対して具体的に「来年度どうするのですか、再来年はどうするのですか。」というところをしっかりとできることを実施したのか、今後どう改善していくのか、すぐに改善できなくても令和9年度まで指定管理期間がありますので、その中でどこまで市として求めていくのかというのを明確に数字で表されるということが必要だと思います。

中長期の点については、市全体としての取り組みについてはお伺いしましたが、それは行政がやるべきことで、しっかりとやっていただければと思います。民間指定管理者として、長期間お任せしている以上は、民間として独自に努力していただく提案を引き出してこないと行政の直営で実施した方が良いということにもなりますので、中長期、令和9年度に向けて市として何を求めるのかをきちんと考えていただかないと、「監査報告書で問題がなければ問題はない」ということではなく、茅ヶ崎の保育をどのようにしていくのか、この中海岸保育園の中では、特に地域性を踏まえて、こういうサービスにより緻密に丁寧に対応していただきたいと思います。そのためには、どのような仕組みや体制を作って、どのように進めていくのかを指定管理期間8年間で実施していくのだというように考えていかなければならないかと思いますが、その点については改めて担当課として、どういものが令和9年度までに向けて実施していくべきなのか、目指すべき方向をしっかりと定めていただき、それに向けて今年度から残りの期間でどの程度実施できるのか。特にこのコロナ禍後の立ち上げの中で、どのように新しい保育を作っていくのかは大きな課題だと思いますので、その点については、ぜひご検討いただければと思います。

○多賀谷課長

ありがとうございます。

病後児保育につきましては、「指定管理者に来年度期待すること」に少し書き加えていきたいと考えております。

また、先ほどの「中長期での要望」についても中海岸保育園については、不適切保育に係るようなところを、研修等にて実施していただき、人材育成をしてもらいたいと考えておりますので、その辺りも合わせて「指定管理者に来年度期待すること」に書き加えたいと思います。以上でございます。

○藏田委員長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

それでは、修正点についてまとめておきたいと思いますが、山本委員からお話が出たアンケートについては、複数回実施するなどよりきめ細かな利用ニーズの把握やアンケートが市にとっての実態把握の根拠になるかと思っておりますので、その点はどこかに修正などを入れていただければと思います。

小山委員のご指摘については、どの目線で「A・B・C・D」の評価をつけていくのかというところになります。また、どういった根拠をもとに評価していくなどの指標がありましたら、内容を精査した上で評価手法の統一をご検討いただきたいです。

山田委員からお話いただいた市との目指す方向性のすり合わせの中で、市としてのしっかりとした要望とそれに対する結果の確認という辺りは、担当課としてしっかりとやっていただければと思います。

私から申し上げた病後児保育や中長期の展望については、書き加えのご検討をいただきたいと思っております。

以上の内容をご検討いただき、修正いただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして「茅ヶ崎市立中海岸保育園」のモニタリング結果についての審議を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【担当課入替】

○藏田委員長

それでは、続きまして「柳島スポーツ公園」のモニタリング結果につきまして、審議を進めてまいりたいと思います。所管課であるスポーツ推進課より内容につきまして、ご説明をお願いいたします。

○工藤課長補佐

スポーツ推進課課長補佐工藤と申します。よろしくお願ひいたします。本日は体調不良で欠席となる課長の佐藤に代わりまして、ご説明させていただきます。

本日の対象施設は「柳島スポーツ公園」となります。

資料につきましては、168ページと169ページになります。

こちらの施設に関しましては、サッカー等に対応した総合競技場及びテニスコート4面、その他クラブハウスや公園として市民の皆さまに利用されているコミュニティ広場等を有する複合的施設となっております。

総合競技場・テニスコート共に非常に高い稼働率となっております、稼働率としましては、70%～80%程度を維持した形となっております。

施設本体につきましては、平成31年2月末オープンで現在6年目の施設となっております。

老朽化など特段大きな課題のない施設となっております、維持管理につきましては、適切になされており、軽微な修繕等も積極的に実施していただいております。

運営面につきましては、コロナ禍においても感染症対策などを講じながらイベント等も実施していただき、また、施設利用者の怪我や体調不良等についても適切かつ迅速な対応をとっていただいております。

今後、指定管理者に期待する部分といたしましては、より積極的なイベントの開催、特に地域と連携した親しみを感じられる取り組み等を進めていただきたいことや現在の良好な状況の施設に対して、これまでと変わらぬ積極的な維持管理・修繕等を継続して実施していただきたいと考えております。説明としては以上となります。

○藏田委員長

ご説明ありがとうございました。

では、報告書・評価票に関して、先ほどのご説明を踏まえて審議をしてまいりたいと思います。

ご意見・ご質問等ございましたらお願ひいたします。山本委員、お願ひいたします。

○山本副委員長

いろいろな評価がある中で、運営についてよくやっただいてるとともに稼働率が70%を超えているということで、とても良い施設運営を実施していると評価をしているにもかかわらず、評価すべての項目で「B」評価となり、良いところが1つもないように見えるのですが、これはいかがなものなのでしょうか。その点については、どのようにお考えになりますでしょうか。

○陣内主任

スポーツ推進課陣内がお答えをさせていただきます。

開園して今年度で6年目ということで、先ほど、工藤からお伝えさせていただいた稼働率につきましては、当初から維持をしている状況でございます。

そういったこともございまして、前年に維持できていた数字が翌年度も同じ数字ということであれば、「A」評価ではなく「B」評価ということで、あくまでも指定管理者に対して、期待値を持たせるという意味合いから「B」評価とさせていただいているところでございます。以上です。

○山本副委員長

そうすると、積極的な修繕を行っていただいております、小規模修繕についても指定管理者の負担で実施していただいているところも評価されていますが、この部分についても「A」評価を付けるほどではないということでしょうか。

○陣内主任

委員がおっしゃるとおりでございます。

○山本副委員長

ありがとうございます。

○藏田委員長

他にいかがでしょうか。小山委員、お願いします。

○小山委員

この評価票の「5 指定管理者の意見」の最後の方に「専門的なプロモーション部隊によりマーケティング分析をしております」と書いてあるのですが、こちらは、相当強力なスタッフを抱えているところだろうと思いますが、具体的にどの程度のことをされているのか、もう少し具体的な事例を含めてお話をお聞かせいただけますでしょうか。

○陣内主任

ただいまのご質問につきましては、プロモーション部隊と言ってしまうと少し大げさな部分はあるのですが、今回は、「建物を建設する」、「施設を運営する」、「施設を修繕する」、またそれ以外にも様々な地域と連携をしながら地域の情報を発信するなど、か

なり多くの民間企業がSPCとして携わっていただいているところでございます。

特に一番中枢になっております亀井工業様が、もともとお持ちの市場に対してしっかりと自分たちのメリットを周知できるようなスキームを持っており、それを指定管理者側が亀井工業様のノウハウを使って情報を分析しながら、しっかりと利用者のニーズに応じていくことをすごく大切にされている状況でございます。

○小山委員

今のお話の中で、亀井工業が自社で持っているノウハウを参考にしながら施設運営に活かしているということでしょうか。もう少し具体的にどのようなことをされているのか教えていただけますでしょうか。

○陣内主任

実際には、様々なイベントがあるときにも地域の自治会やまちぢから協議会、そういったところと連携をして、施設側だけで物事を作るのではなく、地域と一体化して、ローカルファーストだということを今回の施設運営においてメインに掲げている部分もございしますので、チラシの作成や地域と連携をして周知に努めていただく、また、こちらにも記載がありますが、最新のSNS、ツイッター、フェイスブック、その他にもホームページ等々を含め、いろいろな方に見ていただける媒体を一つのマーケティングの中で事業展開をしていただいているところでございます。

○小山委員

ありがとうございました。

今のお話は当たり前の話かと思えます。地元のパワーに協力をしてもらいながら、様々な方面に情報を的確に届けたいということかと思えます。

ただ、その他の施設に関する評価票を拝見していると、茅ヶ崎市のホームページや広報ちがさきへの活用度合いが減ってしまったという意見が多いです。そういう中で、SNSを活用したり、それぞれ所属する企業のルートを使って、いろいろな人にいろいろなところに伝えていくということは、必要である反面、当たり前のことであるかと思えます。これは、随分と大げさな書き方をされているので、何か特別なことがあるのかなという素朴な疑問をもった次第です。今のご説明で十分わかりました。ありがとうございます。

○藏田委員長

ありがとうございます。他にいかがでしょう。山田委員、お願いします。

○山田委員

いくつか聞きたいことがあります。

1つ目に169ページ「4 総合評価等」の「総合評価」の最後の行に「地域経済と一体となった施設運営に期待する。」という期待の文言が書かれているのですが、こちらについては、単年度の評価の中で、担当課から具体的に指定管理者に対して伝えていらっしゃるのか。どのようなことをどのように伝えていらっしゃるのか、そこまで具体化出来ているものなのでしょうか。

○陣内主任

ただいまの質問ですが、スポーツ推進課として、市として、今期待させていただけることは、様々なイベントをする際に、競技場の中ではなく競技場の外の公園内で、コロナ禍が明けてきて、大変流行りにもなっておりますが、キッチンカーなどを多く呼んでイベントと合わせて飲食ができるようなブースを、特にこのSPCが力を入れて実施をさせていただいております。そういった際に、遠くから事業者を呼ぶのではなく市内の事業者、また柳島や浜見平地区の地元の飲食店にもお声がけをさせていただきながら、柳島スポーツ公園を中心に地域活性をしていただきたい、そういった思いで記載をさせていただいております。以上でございます。

○山田委員

承知しました。ありがとうございます。

2つ目ですが、その次のブロックについてです。「評価の中で特筆すべき事項」が、実はこの記載では、スポーツと地域経済について、あまり評価の記載がなく、どちらかというと「環境対策をしています。」や「省エネ対策をしています。」、「緊急対策をしています。」という記載がなされています。もしもここに、そういったスポーツ公園としての位置付けや地域経済を巻き込んだ地域の活力をもたらすような公園管理という評価を加えたならば、「特筆すべきところ」は今回あったのでしょうか。

「特筆すべき事項」が環境対策と緊急対策の2つだったので、本来の目的であるスポーツや経済の活性化に繋がるような何か方向性を担当課の皆さんは感じられるところがありましたでしょうか。なかったために、期待をされているということでしょうか。

○陣内主任

なかなか難しい部分ではございますが、本来であれば、多くのイベント誘致、開催をしていただいて、たくさんの方に来ていただき、先ほど述べさせていただいた近隣の商店の皆さんにも何か経済が回るようにという思いはもちろんありますが、やはりこの令和4年

度の時点では、なかなかそういったイベントが打てなかったところがございます。もう各種目が企画する大会でしかなかかなか利用者数を伸ばせなかったということもございまして、ご指摘をいただいたような記載となっているところでございます。

○山田委員

承知しました。途中におっしゃっていた稼働率の点などは、評価に値するところかと思えますし、いわゆるどの目的でもって、この業者に発注をされているのかというところと評価がきちんと連動している方が本来分かりやすいのと、期待の評価についても同様に理念や目的とそれに対する評価というところが上手く連動している方が見やすく、わかりやすいというところがありました。

最後になりますが、それらを踏まえて項番4、5の対応ですが、担当課が期待されていることや評価と「5 指定管理者の意見」というのは、本当に上手く協議が出来て合致したものになっているのでしょうか。

引き続き環境・緊急対策はやるべきですし、なおかつスポーツについても、地域経済を活性化するようなイベント開催についても期待するという方向性が、このウェルネスパーク株式会社のリプライから皆さんが「これならば良いですね。OKですね。」というように安心してお任せできるような対応になっているのかというと、それらの協議は上手くいっているのですかというのが最後の質問です。その辺りはいかがでしょうか。

○藏田委員長

例えば、これを出されるプロセスとかも含めてということになるかと思えます。

○山田委員

その通りです。せっかく指定管理者の意見が挙がってきているので、担当課も知りたいたいでしょうし、それを読んだときに「この辺りは自分たちが思っているとおりの良いよね。」と思う反面、「これは、企業の理念としてはあっても良いが、市の理念としては、そこだけプッシュされても困るよね。」というのがもしあった場合には、そこをさらに見ていかないと令和5年の活動に上手く繋がらないような期待感がそれてしまったり、あるいはリプライがずれてしまったりということがあってもったいないかと思えます。なおかつ20年の期間の管理があつて、その中でいろいろな調整も出来るし、いろいろな可能性も広がる場所だと思いますので、そういったところで、「その辺りはまだこれからです。」でも良いのですが、ぜひやっていただくと上手く意見の循環が出来て、目的・理念と要求ベースと実態ベースが上手くかみ合つて、良い場所に発展していくのではないかなと思えました。どちらかというとその辺りで少しだけ記載の濃淡にズレがあるような印象があつ

たので、ぜひ、上手く協議をしつつ、すり合わせをしていただけるとなおいののではないかという印象でした。以上です。

○藏田委員長

ご回答はありますか。よろしいでしょうか。

私からは3点あります。

1つ目が、先ほど小山委員がおっしゃっていたことと関連しますが、5の最後のところで、SNSも積極的に取り入れて、それに対してのご説明も担当課としても認識をされていらっしゃるということだと思いますが、今、フェイスブック・ツイッターを拝見するとフォロワー数が1万人の利用者に対して数百人ということですので、もちろん実施しているという意味においては、評価できると思います。しかし、総評価の測定項目を実施した・していないかがまず最初であり、実施している中での次の段階として、ここに書いてあるものをそうだというためには、フォロワー数が一定数伸びていて、それが稼動に繋がっているというような見え方ができるぐらいのエビデンスがなければいけないということにもなるかと思えます。各項目についてエビデンスデータを民間事業者は持っていると思いますので、それを出すようにということをしちんと指示した方が良いと思います。「やっています。」、「やっているのですね。」。では、「どれくらい何件、どれだけのページビューがあるのですか。どのようなやり取りがあるのですか。」というところまで出させる必要があるので、ぜひご留意いただければというところが1点目です。

2点目ですが、これは20年間の事業となりますので、概ね想定されている稼働率を含めて、上手く運営をされているということはよく理解をして、それだけでも素晴らしいことだとは思いますが、一方で、コロナ禍後の新しいスポーツのあり方であるとか、健康や様々そういったあり方も他にも新しい視点もどんどん出てきているところもあるかと思ひまして、特にエネルギーのことなどは、コストにも直結すると同時に、茅ヶ崎市もゼロカーボンを含めて、スポーツはスポーツ、環境は環境と分けてしまえば関係ないということかもしれませんが、スポーツもある面では、カーボンニュートラルやSDGsといったような視点をどんどん入れていくということを、市の政策としては取り組んでいるのだとすれば、おそらくこのウエルネスパーク株式会社にとってみても、茅ヶ崎市のそういう目的に向けて、平成30年当初の提案などにおいては、そこまで私の肌感覚としてですが、SDGsもカーボンニュートラルまだまだでした。ですから、そういう計画にはなっていないと思うのですが、もう時代が変わり、これからの持続可能なスポーツ施設の運営という中では、エネルギーのカーボンニュートラルやSDGsも含めた取り組みを積極的に実施していくことは、茅ヶ崎市の現時点におけるスポーツ振興のレベルはその辺りなのだというをお話していくべきかと思ひます。おそらくそれは事業者にとってみてもコスト

があまりかからない範囲で努力できる部分は努力した方がPRにもなるし、市、事業者、利用者にとっても好都合な形になると思います。ぜひ20年間の時代変化の中で、指定管理者はある程度の力があるかと思しますので、現時点で取り組める新しい要素、もしくは取り組まなければいけない要素で、評価・方向性といったようなものを、市の側から「取り組んでいきましょう。」と投げかけていただくと良いと思います。そうすると、項番5に書いてある意見なども含めて、かなり積極的に取り組んでいらっしゃるのだと思います。そのため、上手くそこを市の方向と合わせられるように取り組んでいただくということが、お互いにとって好影響になるかと思しますので、ぜひ今の視点における茅ヶ崎市の政策課題も、このスポーツ振興やウエルネスパーク株式会社の事業者ともすり合わせながらお話ししながら要望を出しながら、取り組みの方向を考えていただくということをぜひ、要望していただければと思います。

最後3点目、4の「来年度期待すること」の中の2段落目「来年度には、パリにてオリンピック・パラリンピックが開催をされる」ということですが、20年ということは、オリンピックも何回も行われるわけです。

今回の東京オリンピックは、特殊な形でしたが、オリンピックのレガシーを含めて、どう生かしていくのかというのは、もう忘れ去られた過去のことでなくて、これから何度か開催をされるオリンピック・パラスポーツの祭典を、この地域のスポーツ施設でどう受けとめて、どう生かしていくのか。競技人口を増やしていったり参加人数を増やしていく重要な機会だとも思いますし、そこに、様々な地元も含めた関係するアスリートが活躍することもあるかもしれません。

ぜひそういった意味でこのオリンピック、来年度ももちろんそうですが、長い期間を担っていただくということでいえば、市のスポーツ振興担当課としてもどう対応するのか、なかなかネタ出しが難しい中で、事業者と一体となって考えていくことが重要であると思います。稼働率の部分では、100%以上にはなりようがないとすれば、その質をどのように高めていくのか、新しい価値をどう作っていくのかという中でいえば、このオリンピック・パラリンピックのスポーツイベント、国際的なイベントをどのように地域のスポーツ施設の運営に生かしていくのかという辺りは、市にとってみても大きなテーマにもなるPR材料にもなるかと思えます。ぜひその点は、中長期の視点の中からこのオリンピック・パラリンピックのことも、通常開催の一つのパターンになると思うので、その辺りを指定管理者とよく擦り合わせた上で、知恵を出していただきながら、良いものは市の政策としてもPRしていただいているながらWin-Winの形にしていいただければと思います。以上3点です。

何かご検討、ご意見ございますでしょうか。

○陣内主任

ただいまオリンピック・パラリンピックの関係で、ご指摘をいただきました。

こちらについて、令和4年度に直接的に東京オリンピック・パラリンピックと絡めたということではないですが、一流のトップアスリートの選手とお子様を含めた市民の方が触れ合える場を作っていきたいと、市の施策として一つ掲げている部分がございます。

そうした中で昨年度、茅ヶ崎市をホームタウンとして、現在市に支援をしていただいている3つのスポーツ団体にご協力をいただき、実際にその選手たちに柳島スポーツ公園に来ていただいて、短時間ではございましたが、子供たちと各々の種目を通じて交流をする場、また初めてその種目を体験するといったスポーツの初動期の機会づくり、そういった取り組みをさせていただいたところでございます。

やはり、あれほどの設備があるとプロのスポーツ選手も呼びやすく、来たお子様たちも、プロのスポーツ選手と同じフィールドで種目に携われる、そういったところで、皆さんスポーツを楽しまれていたと私も記憶をしているところでございます。

来年に開催されるパリオリンピック・パラリンピックでは、茅ヶ崎市からも一部内定が出ている選手もいらっしゃいます。これから、どんどんそういった方々ともコンタクトをとりながら、市民の皆様に様々なスポーツの場を提供できたらと思っております。

○藏田委員長

ありがとうございます。

今のお答えを聞いていて、改めて思いました。項番5のコメントにあるように、全国的にも注目される成功事例であることは間違いのないと思います。そういう意味では、茅ヶ崎市の中で、単体施設として上手く運営されているということ以上に、その稼働率も含めて、周辺や他のスポーツ施設を引っ張っていくような、茅ヶ崎市にとってみてもモデル的施設としての位置付けをしていただくとおそらく事業者にとってみても、宣伝効果が出てくると思います。そのため、今おっしゃったようなことなども、ある面では、戦略的に市と一体となって、茅ヶ崎のスポーツPRの1つのモデルとして、事業者の努力も市の政策の成果として発信していくという連携ができると、指定管理料なり決まっているお金のなものは、なかなかそれ以上、上乘せしようがありませんが、それをより価値の高いものにしていくためには、まだまだ政策的にできるところがあるかと思います。ぜひそういう意味では、単体施設に留まらず、施設の利用者に喜んでいただくだけではなくて、茅ヶ崎市民全体にもしくは他のスポーツ施設を利用する人たちの利用促進に向けてのきっかけづくりといったようなことまで、少し目線を上げて取り組んでいただくような要望を出されていくと良いかと思いました。

他にいかがでしょうか。山本委員お願いします。

○山本副委員長

先ほど言っていた中で、「指定管理者に来年度期待すること」の上段2行に記載されている内容が理解できなかつたのですが、先ほどのお話で、イベントのときに地元の事業者達をもっと積極的に入れていただいて、茅ヶ崎の経済の発展と地元の自治会と一緒にもう少し努力をして実施していただきたいというお話だったかと思います。ただ、この文章を読む限りでは、そこまでは読めないかと思います。この内容を見て指定管理者もアクションを起こすことになるので、もう少し具体的に記載していただいた方が良くかと思ます。

ここに記載されている「期待すること」は、どちらかというところ「イベント開催時において、まちぢから協議会や地元自治会等と共に連携した」という形なので、実際にあそこは協議会や自治会の会合に自分の社員を出して、常にその辺りは連携をしているところなので、実際に、あそこの施設の担当者が頻繁に自治会の人と連絡を取り合って会合をするなど、そういったところは一生懸命にやっているので、そこはむしろ実施していることではないのでしょうか。さらにそれを期待することと書かれても「きちんとやっているのにな」と思うし、今のお話だとそれだけではなく、商店街、経済的なところでも他所からもってくるのではなく、市内の事業者をもっと積極的に使って、経済と一緒にやって欲しいということで書いてあるのだったら、その辺りをもう少しはっきりとわかるように記載しなければその意思がきちんと伝わらないと思います。

先ほど私が聞いたように「よくやって下さっているのにB評価なのはなぜか。」と聞いたら「去年と同じだからB評価です。」という話だったので、やはりAがもらえるように、さらに期待することとしては、これまでやってはくれているけれど稼働率が70%ではなくて、去年と比べれば更なるアップや20年という期間を維持するための積極的な修繕だとかをもっとやって欲しいという意味での「B」評価、期待を込めた「B」評価だとおっしゃいました。そのため、その辺りも期待するところに入れていただかないと、その意思は伝わらないと思いますので、ご検討いただきたいと思ます。

○藏田委員長

ありがとうございます。他にいかがでしょう。よろしいでしょうか。

それでは「柳島スポーツ公園」のモニタリング議事を簡単にまとめていきたいと思ます。

山本委員・山田委員からお話がありましたとおり、指定管理者とも認識のすり合わせの部分につきまして、かなり頑張っていることは間違いないところですが、項番4、5の対応の部分など、もう少し非常に力があるところでもあるので、上手く市としてもそことお

話をすり合わせながらやっていくことで、市にとってみてもかなりのメリットを引き出せるところもありますので、その辺りについては、今の稼働率のことをもろもろ含めて、しっかりとすり合わせしていただき、また具体的に4の「来年度に期待すること」などについては、より具体的に示した方が良くと思います。

市の思いが伝わらないと、どの方向に頑張ってるのかかわからないので、その点については総評で、地域経済の活性化と一体となつてということ、では具体的に来年度は、どういうものを目指してもらいたいのか、やってもらいたいと思うのかという辺りについては、具体的な数字なり、項目なりといったようなものをしっかりと打ち出してもらえればと思います。

小山委員からありましたプロモーションについて、SNSなどについても、具体的にエビデンスの部分を含めてしっかりと確認していただいて、どうかというところがポイントになるかと思いますが、例えばですが来年度に向けて、SNSのフォロワー数を10%増やしてもらいたいと言われれば「そうか」ということになるので、ぜひそういう意味で、具体的にお話するにあたって、具体的な測定項目やエビデンスといったところを考えていただければと思います。

あとは、オリンピック・パラリンピックでかなり良い取り組みをされていらっしゃるすれば、そういったものも、先ほど少しコメントで申し上げたことを揉んでいただいて、市のスポーツ振興の中でも上手く活用できる部分、もしくは、上手く民間を乗せてやっていただくことができそうなことがあると思いますので、その辺りについては、特筆すべき事項のところできっと持ち上げつつ「こんなに頑張っていて、もう一歩なので来年度に向けて、もう少しこういうところを頑張ってもらえませんか」というような形で、この4の部分のところを少し厚めにご検討いただいて追記いただければと思います。おおよそ、その辺りでしょうか。

概ね、非常に良い成果を上げていらっしゃるということだと思いますので、山本委員がおっしゃっていたこの目線については、事務局等含めてご検討をいただければ、非常におっしゃるとおり、良い取り組みをしているけれども昨年に比べれば同じだったからBだという考え方、いわゆる相対的な評価におけるBと絶対評価でA・Bと判断するのか、施設のもよると思うので、稼働率は申し上げた100%以上になりようがない訳ですので、そういった項目とか内容によっては、絶対評価・相対評価みたいなものを使い分けていくようなことも必要かと思いますが、今後の評価全体の仕組みも含めて検討していただければと思います。

以上をもちまして「柳島スポーツ公園」についての評価を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

【担当課退出】

○藏田委員長

それでは会議を再開させていただきます。

続きまして資料1、この冊子に掲載をされている施設で、先ほどの2施設につきましては、ご報告・審議をさせていただきましたが、「その他」の部分につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

全般として小山委員、山本委員がおっしゃっていたように、評価の目線の部分については、検討が必要かということと、山田委員がおっしゃっていたように、項番4、5のすり合わせというか対応関係と、項番4で書かれていることに対応して、この各1・2の該当項目が、きちんと対応しているのかというところは、改めて見直していただく必要があるかと思います。

今回2つの施設でも、本来であれば項番2の内容の中で、例えばサービス向上や目的事業に合わせた運営というところに「A」評価が付いてもおかしくないようなものが評価としてあるにもかかわらず、「B」評価ということもありますので、それについては、全般的に他のものも含めて、検討する必要があるかというところは、ご意見としてはあったかと思います。

何か気づくことでも結構です。いかがでしょうか。

○山田委員

全般的にということでしょうか。

○藏田委員長

全般的になります。その他の施設でも結構でございます。

○山田委員

気になるところがいくつかあったのですが、まず1点目は、PR方法の具体化はすでに議論があったのですが、このままだとあまり評価と対策には繋がらない感じが全般的にした点が、一番気になりました。

例えばSNSによる告知というのは、やはりそれだけでは対策・対応には、なかなか繋がらないでしょうし、SNSを有効活用していくという予定やもくろみは、今の時代感からすると少し説明不足かというところがすごく感じるようになりました。

それから、大小様々気が付いた順に思ったところを言うと、非公募案件と公募案件によ

っては、評価の見方を調整しても良いかと思うところがあります。

とりわけ非公募案件については、かなり専門性の高いところやその目的にあったところを担当課が契約をするという形になると思いますので、当然それに必要な評価軸になるでしょうし、公募案件については、あらかじめ目標・目的や申請書類を作ってもらった上での形なので、これもその辺りの違いが出てくるところがポイントです。

それから覚えている順なのですが、3点目は、コロナ対応のところ、ほとんどの評価と意見に書いてありますが、コロナ禍後のそれぞれの活動の立ち上げは、おそらく内容や条件によって、微妙に違いがあるような感じがあります。

例えば、元に戻すことを優先すべきところもあれば、さらに活性化させなければいけないところ、ペースが多少鈍ったとしても、それでよしとしなければならないといったようなところに大きく分かれます。

そこに、本日も意見が出ていましたが、環境対策やエネルギー対策なども含めた茅ヶ崎市の総合計画に書いてあるような意向が連なっているところがあると思いますので、その辺りの整理は、おそらく委託をする担当課側、市側がやっておかないといけないのだろうなというところがありまして、そこが3番目に気になったところです。

そこと連動するのですが、4番目に受益者負担という考え方も本当に多様性が出てきたと感じています。

例えばコロナ対応において、一般化された衛生面、消毒面の負担は、一体いつどこで誰が負担するのか。条件によってバリエーションが出てきた感じがしています。

そうしたところを今後の評価の中では、一方的に受益者だからということで負担させられないところもあるでしょうし、逆に運営者だからといって負担できないところもあるかと思いますが、そういう調整が必要になってきているところが、何となく散見されます。

5番目ですが、これも何かすごく難しいのですが、駐輪場部分でほぼすべてのところに接遇能力の向上に関しての記述があるのですが、本当に接遇能力の向上に係る問題だけなのでしょう。何かその一言で片付けていいのかと思うところがあり、例えば、シルバー人材を活用しているので、高齢者の目線で上から発言をしてしまい、中学生が腹を立てたなどの事例が含まれているような気がします。そこも何かきめ細かいケアがあっても良いかなというところが、5点目になります。

6番目に、コミュニティセンターに関連する委託については、ほぼ、まちぢから協議会との連携になっているので、非公募施設になるかと思います。そうすると、結果的には地域の施設を地域が管理するやり方に、ほぼ近い形のものになっている。そのため、自立的運営方針というのをある程度認めるといった観点で行っている対応となりますので、ここについては、特に指定管理業務というあり方の中では、独特な評価を加えるといった地域

自治的評価を加えても良いのかと思っています。

全体で見るとコミュニティセンターに関する部分のみ「A」評価の数が多くなっています。おそらく担当課としては、地域のことをすごく評価したいと思っているところがあり、コミュニティセンターについては、そこで「A」評価の数が増えているといったところがあるので、そこをもう少し上手く表現できるような形に変えていくと良いと思いました。

○藏田委員長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。山本委員、お願いします。

○山本副委員長

今、山田委員がおっしゃったように、特にコミュニティセンターに関しては、「A」評価が散見されていますが、他施設に関しても本来ならば全体的に「A」評価がもっとあるべきだと思います。

「一生懸命やってもらわなければいけない。」「優良な管理、運営をしてもらわなければいけない。」はずの施設で、そこを目指してもらわなければいけないのに、「A」評価が少ないことの方が逆に問題なのかと思っています。「最低限やるべきことをやっています。」というのは、最初の契約を踏まえて実施していることなので、それは実施して当たり前のことかと思っています。そうではなくて「それ以上、ぜひ頑張ってください。」というその頑張りを評価していくのが、このモニタリングの機会だと思いますので、オール

「B」評価というのは、頑張りが無いのかと感じてしまいます。本当にモニタリングのこの書類だけを一般的な第三者目線で確認すると、「何だ、どこもそんなにきちんとやっていないんじゃないか。」という印象を持ってしまうような評価だと思われます。そのため、逆にオール「A」評価を目指すくらいのもので皆さんにやってもらわなければいけないし、それを評価するのが、各所管課の役割だと思うので、やはりそこをもう少しきちんとした目で見て欲しいと感じました。

○藏田委員長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

小山委員、お願いします。

○小山委員

前回、検討した茅ヶ崎市駐車場のことで、今後24時間営業を前提とすることに関連して、先般広報ちがさきで見たのですが、議員から監視カメラの充実度はどうなっているの

かというような質問に対して、今検討中というような回答の記事があったかと思えます。確かに24時間となると監視カメラの充実という観点で、数を増やす、記録をずっと残すというようなことは、よほど真剣に考えなくてはいけないことだと感じました。

そういった意味では、この茅ヶ崎第2駐車場の34ページ・35ページの評価票の最後に、監視カメラ等の設置に関しての内容を記載すべきではないのでしょうか。また、茅ヶ崎第2駐車場の混雑対応については、令和3年度以降は、係員の控え室を市民文化会館に確保していて、そこに監視員を置きながら誘導に当たるといったことなのだろうと思うのですが、こういうことが行われていると前回の検討段階で、私は把握をしていなかったの、具体的にどういう契約になっているのかということが気になったことです。それが1点目になります。

それともう1つは、これも前回見学させていただいて気が付いた温水プールのことなのですが、初めて見た立場としては、あちこちの天井から水漏れがしていたり、プール上部の壁がカビのようなもので黒っぽくなっていたり、ドアの腐食が進んでいたりと劣化している箇所が多くなってきているかと思えます。基本的な考え方の資料を見ていて、躯体に関わる修繕といわゆる部分的な修繕とは分かれているのだと思ったのですが、天井からの水漏れに関しての対応については、1件あたりどれぐらいの修繕費がかかるのかという考え方になっていたかと思えます。この改修や修繕に係る「1件」の捉え方が非常に曖昧なため、どうも的確に修繕すべきところが、積極的にできていないのではないかと感じました。屋内温水プールについては、不良箇所が多いにも関わらず、この評価には何も出ていないのはどうなのかと感じました。

また、こちらに関しては申し上げて解決できることではないかと思えますが、屋内温水プールにしてもいろいろなスポーツ施設についても、今どきあのように遠い施設に行くのに車で行かない方法はないのであって、駐車場が不足しているということは、これはもう指定管理者の努力の範囲を超えていることなのかと思えます。それをどうするのかということは、おそらく簡単な話ではないのですが、要するに指定管理者に「機械の駐車場を作りなさい。」なんてことはとても言えるものではないのでしょうかから、その辺りをどう指導していくのか。それがこの評価票には、「非常に駐車場も狭いことから云々」というようなコメントをされておりますが、これは本来、そのように評価するものではないかと思えます。以上3点を感じた次第です。

○藏田委員長

ありがとうございます。

私からは、時間の限りぜひチェックしていただきたいのですが、指定管理を受けている事業者でソートをしていただくと、ある事業者が受けていらっしゃる場所は、項番5の

コメントが全部同じになっており、逆にそれに対して担当課も項番4の部分が全て同じになっている施設が多々見受けられます。これは絶対にやるべきではないかと思えます。非常に形骸化してきており、このまま通してしまうと、来年、再来年もお互いにモニタリングしている意味すら疑われることとなりますので、ぜひ、個別に見ていただき、確認をしていただきたいと思います。

あと、全体としては、今まで他の委員がおっしゃっていただいたとおり、改善点は多々あるかと思えますので、できる限りご検討いただければと思います。私からは以上です。今の意見はまとめた方がよろしいでしょうか。

○廣瀬主幹

まとめていただきたいと思います。今いただいたご意見は、今後に関する部分と山田委員からいただいたPR方法については、今までSNSをやっていなかった施設が、活用するというのは1つのスタートかもしれないですが、SNSを駆使していかに情報発信を充実させていくのが重要だと思いますので、施設のSNSの活用度合いによって書き方を変えなければいけないかと思ったところです。

また公募施設・非公募施設における評価手法については、コミュニティセンターの評価手法も含めて、このモニタリング全体をとおして、委員会でもご相談はさせていただきたいと思っております。

コロナ禍が終了した後の対応については、施設ごとに市と事業者で今後についての協議をしっかりとしていかなければいけないと思えますので、コロナ禍後の施設のあり方を指定管理者、施設所管課で協議していただきたいと思います。

4番目の受益者負担のところ、私が山田委員のおっしゃっているイメージがうまく理解できなくて大変恐縮なのですが、もう一度ご説明いただいてもよろしいでしょうか。

○山田委員

全く深いところではなくて、受益者負担のあり方もコロナ禍以降のところで見えているので、そういうところについても改めて協議をしつつ、このようなモニタリングの振り返り作業を通じて、議論ができると良いと感じたというところになります。

○廣瀬主幹

承知しました。

最後に委員長がおっしゃっていた同様の評価内容については、昨年度も同様のご指摘をいただいておりますので、修正させていただきましたが、まだ改善されていなかったでしょうか。

○藏田委員長

また同じ団体で同じ施設で見受けられました。

○廣瀬主幹

記載内容については承知していますので、より違いを見せられるような内容に修正していきたいと思います。

小山委員のご指摘も駐車場の監視カメラの設置は、今回、募集にあたって提案を求める事項の中で、防犯対策というのを入れていますので、事業者からそういった提案もいただきたいと思っています。

屋内温水プールも修繕のあり方を市でもしっかり管理をして、お互い事業者と協議をしながら、どこを優先的にやっていくかというのも、新たな指定管理期間においても実施していきたいと考えておりますので、ご指摘の部分は、少しずつ解消していきたいと思っております。

全部のご質問に答え切れてはいないですが、いただいたご意見に対する回答とさせていただきます。

○藏田委員長

1点だけ最後によろしいでしょうか。

このようなモニタリングを実施するにあたって、モニタリングを実施する意味をどう作り出すかということが重要で、例えば、このモニタリング結果報告書の定量評価の部分を点数化してランキングにしていきます。そうすると、真面目に頑張ろうとする民間事業者は、その点数をなるべく上げようと努力するわけです。

現在は何となく「B」評価あるいは「A」評価という議論なのですが、例えば国土交通省の委託業務などですと、各項目に「A・B・C」の評定が付いて、それがテクリスの登録の中で点数評価が反映されていくわけです。そうすると、次の選定のときに、例えば「評価点4点以上の業務をこれだけ持っています。」というような説明の仕方ができるのです。

そのため例えば、漠然と「A・B・C」評価としていると、「高めた方が良いけれど高めようが高めまいがあまり関係ない。」ではなくて、例えばこれを5段階評価にして、4点以上は優秀指定管理業者として、リストアップして公表するというようなことをすれば、民間企業であれば、他施設の指定管理を取るときに「茅ヶ崎市で我々は5年連続優秀表彰受けています。」というようなインセンティブが出てくると思います。その意味では、そのインセンティブのメカニズムに関して、モニタリングをすることは意味がありま

すが、モニタリングそのものの意義をどう作り出していくかというときに、その他公益団体には難しいかもしれませんが、少し頑張って努力した分を評価してもらえれば、さらに頑張りたいと思うような意志構成を持つ民間事業者に対しては、そういう生かし方で、わかりやすく枠をはめてランキングにしていくなどの手法もできるかと思います。

だからそのようなことを何か考えられると、今までやっていることをあまり変えずに、ただ評価の見せ方を変えるだけでかなり価値が出てくるので、そのようにすると良いのかなというようにアイデアとして持っていましたので、ぜひ、何かいろいろとご検討いただければと思います。

では、以上をもちまして議題（１）「モニタリング報告書について」の議論を終了とさせていただきます。

続いて、議題（２）に入らせていただきます。

○廣瀬主幹

担当課が入ってまいりますので、少々お待ちください。

【担当課入室】

○藏田委員長

それでは、次第に沿いまして議題（２）「道の駅整備運営事業者について【報告事項】」です。所管課である産業観光課より内容についてのご説明をお願いいたします。

○稲葉道の駅整備推進担当課長

皆さん、こんにちは。私はこのたび、今年度の４月より道の駅整備推進担当課長に着任しました稲葉と申します。どうぞ、よろしく申し上げます。早速ですが、これより担当から説明させていただきます。よろしく申し上げます。

○関谷課長補佐

それでは、道の駅整備運営事業者の選定結果についてご報告をさせていただきます。

産業観光課の関谷です。よろしく申し上げます。

道の駅につきましては、PPP手法の内、DBO方式のもとで令和7年7月のオープンを目指すこととなっております。そのうち運営の部分につきましては、指定管理者制度により運営を行うこととしていることから、昨年度中にはこちらの指定管理者選定等委員会において、運営に関してのご意見を賜りながら進めてまいりました。

資料2-1「審査講評」の5ページをご覧ください。

当課所管の「道の駅事業者選定委員会」を昨年度中に合計5回開催をいたしました。

主に第1回目から第3回目までが募集要項・要求水準書・審査基準等の作成、そして、第4回目、第5回目では事業者の選定を行いました。この間、7月15日、8月12日そして10月6日と非公式的な意見交換の場も含めまして合計3回、こちらの委員会からご意見を伺いました。ありがとうございました。

ここまでは、ご存じかと思われませんが、その後10月14日に、公募資料一式を公表しております。

事業者側との認識の齟齬をなくし、相互理解を深めるための事業者との直接対話や質問、回答等を繰り返し実施しながら令和5年2月末で提案書の提出を締め切りまして、3月14日、27日の第4回目、第5回目の事業者選定委員会を経て、事業者選定委員会としての最優秀提案者の選定を行っていただきました。

ページをおめくりいただきまして8ページに審査結果の表がございます。

参加資格を有する2グループの内、Bグループであります「ちがさき未来プロジェクトグループ」を最優秀提案者として選定し、本市といたしましてもこの答申結果を踏まえ、「ちがさき未来プロジェクトグループ」を優先交渉権者として、去る6月の市議会定例会において、DBOの内のDB、工事請負契約の議決を経て、基本契約が成立したところでございます。

変わりました資料2-2をご覧ください。

こちらが、「ちがさき未来プロジェクトグループ」提案の概要となっております。

簡単に事業計画概要からご紹介をさせていただきます。

「ALPHA湘南初！茅ヶ崎発！潮風薫る“ちがさき愛”いっぱい交流拠点」というのが、本市道の駅基本計画のコンセプトとなっております。

この基本コンセプトを踏まえた事業計画ということでご提案をいただいております、四つの大きな基本方針のもと取り組みを進めていくこととなっております。

右側の上の表の「実施体制図」がございますが、こちらはコンソーシアム内の企業が有する実績等を踏まえた具体性・実現性のある提案ということで評価をいただいているところです。

真ん中の表につきましては、提案された売上目標、そして納付金率となっております。

また特徴の一つとしてワークショップの実施を今回ご提案いただいております。

こちら道の駅開設前から建設後も含めて、道の駅の機能ごとに市民意見を取り入れながら進めていく提案となっております。

一番左の赤い部分ですが、空間デザインのワークショップについては、先月7月に5日間、模型などを用いながら実施をいたしまして、400名程度の方にご参加をいただくこ

とができました。

ここでいただきましたご意見を含めて、現在、建物の基本設計を進めているところでございます。左の下の表に戻りますが、現在は基本設計を進めておりまして、下半期を目途に実施設計を完了いたしまして、次年度の早々には建設工事の着手を予定しております。

なお、今後も情報発信、ブランディングといったワークショップについては、実施をしていく予定となっております。

そして1枚おめくりをいただきまして、2枚目は「施設計画概要」となっております。

こちら駐車台数や規模といったものについては、要求水準書を満たした提案であることを確認しております。

特徴としては左下でございますが、環境配慮型として「N e a r l y Z E B」を取得することが評価されているポイントの一つとなっております。

また本市道の駅は、独立採算制、つまり指定管理料を支払わず売り上げから賄っていただきます。さらには納付金も条件としていることから、安定した売上・運営が求められており、それらを可能とする配置計画となっているかどうかといったことも評価上のポイントとなっております。

最後にもう1枚おめくりをいただきまして、3ページ目が「維持管理・運営の概要」となっております。

維持管理運営会社につきましては、実際に全国の道の駅の運営実績を有していることからその実績を茅ヶ崎に照らし合わせた中で、具体的なK P I が設定された提案となっております。

また地元雇用といったことも提案としていただいているところです。

またこちらの運営会社が、第二種旅行業を取得しているところで、そういった強みを生かした体験型ツアーといったご提案もいただいているところでございます。

以上簡単ではありますが「提案概要」をご紹介しますいただきました。

お手数ですが、資料の2-1にお戻りをいただきまして、9ページをご覧ください。

こちらは「4. 審査講評」となっております。

「ちがさき未来プロジェクトグループ」の提案としては、地域の意向を反映するための各段階におけるワークショップの実施や、市南西部の一体的なエリアマネジメントを可能とする事業実施体制、これらが高く評価できたこと、また販路拡大・集客向上に向けた取り組み、K P I の設定、独自の販売手法等について具体性があり高く評価できたというコメントをいただいております。

また、駅長はじめとする人材確保に係る提案については、地元人材を新たに採用するという点は評価できる一方で、これから採用するというのもございますので、そこは具体性に欠けたらうということ。

設計・建設については、茅ヶ崎らしいデザイン、利用者の利便性・安全性に配慮した提案が評価できたということで講評をいただいております。

続いて11ページをご覧ください。

こちらは、委員会から事業者及び市と県に対する付帯事項となっております。

事業者側に対しまして、基本的には提案内容については、確実に履行するように求めています。特に、人材確保、教育、渋滞、交通安全、施設の利便性・安全性、迷惑行為対策、そして雇用や市内産品の扱い等の市内経済活性化に関して特にコメントをいただいているところです。

市、県に対しても、独立採算型や収益施設という本事業の特性を踏まえた事業モニタリングを適切に実施すること。

そして道路施設の維持管理・運營業務に関して、令和8年度以降も継続した施設利用者のサービス水準の維持と向上に向け、事業を実施するということが求められております。

この辺りは、昨年度こちらの指定管理者選定等委員会からもご意見・ご指摘をいただいている点となっております、両委員会からの共通するご指摘となっております。

現在、先ほど申し上げましたとおり、基本設計を進めているところではございまして、今年度末には実施設計を完了するといったように今年度、残りの期間は設計協議が中心となっております。

次年度には工事着手、そして令和6年度いっぱいを工事期間として、令和7年7月のオープンを目指し、ハード面としては進めていくこととなりますが、付帯事項の内容やこちらの委員会からもいただいているモニタリングの手法も含めまして、道の駅に期待される効果、これが最大限発揮できるよう、また意見交換を繰り返す中で、やはり市民の方がご懸念されている部分も少なからずございます。そういった懸念事項を少しでも払拭できるようにオープンまでの間、準備を進めてまいります。

また今後の予定ですが、令和6年の9月議会において、公の施設の設置管理条例の議案を上程することを予定しております。その後、12月議会で指定管理者の指定の議案を上程することを予定しておりますので、指定管理者制度導入に関する基本的考え方に則りまして、この間に改めてこちらの委員会にご報告をさせていただくことを予定しております。

まずは取り急ぎ選定結果について、ご報告をさせていただきました。説明は以上となります。

よろしく願いいたします。

○藏田委員長

承知しました。

内容につきまして、何かお気づきの点がございましたらお願いいたします。

最後にある今後の付帯事項にあるとおり、県と市との役割分担について、施設は市にあるので、いかにそこをうまく県とも連携しながら、事業者のノウハウも引っ張りながらうまく活用して、運営していただくのが重要になると思います。かなりソフト面の対策が問われるところなので、講評にあった運営事業者の全国的な実績はもちろん大変ありがたいことで活用いただきたい一方で、茅ヶ崎らしさというところをいかに取り入れていただくかという辺りのコミュニケーションや動かし方、持っていく方、市の各商工団体含めての連携など、その辺りは上手く民間事業者同士で繋がれない部分もあろうかと思えます。ぜひ市からも上手く繋いでいただいて、ファーマーズ・フォレストにとってでも茅ヶ崎で実施して、「こんなモデル事例ができました。」というような実績を作っていくことができれば、事業者にとってとても良いことですので、特にソフト的なところは、気をつけてやっていただければと思いました。

山田委員、お願いします。

○山田委員

資料の2-1の1ページですが、審査委員会はこれで解散になったという理解でよろしいでしょうか。

○関谷課長補佐

委員会の審議事項として事業者の選定はすでに終わってはおりますが、こちらは条例設置になってございますので、この9月議会で廃止を予定しております。

○山田委員

その場合に、今回かなり詳しく審査をされた方々ですので、提案内容についてですとか、その理解や解釈のアウトプットについては、経験が蓄積されているかと思えます。委員会としても個人としても蓄積されていると思うので、こういった委員の方々の今後の協力のようなものは、何かお考えのところはありますでしょうか。

○関谷課長補佐

今回、選定をするにあたって、必要な分野の方々にご参画いただきまして、貴重なご意見をいただけたと思っております。また市にとってもそのご意見は財産になっていると思っております。これを機会に、せっかくここでご縁ができたので「では、ここで。」とは我々としても思っておりませんので、事あるごとに情報共有・提供をさせていただきながら、またご指摘を賜りながら、進めていければと思っております。

○山田委員

そのような中でのノウハウの蓄積というのは、茅ヶ崎としても大変重要なところになると思うので、それを積極的に活用して、定性的な部分、質の確保といったところも含めた定性的なところについては上手く、茅ヶ崎としてもノウハウ化していくチャンスが見えてきたと思うので、そこはぜひ積極的に今後ともご検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

○藏田委員長

ありがとうございました。他にいかがでしょう。
小山委員、お願いします。

○小山委員

別添の資料を拝見すると、来館者数目標が15年間で3,000万人。年間200万人ということだと思いますが、駐車場に関して、200万人の来館者に対して、駐車台数が適正かどうかという点に関して、今までの経験からいってこの程度で良いのかどうかという辺りが、どうお感じになってるのかお聞かせいただきたいと思います。

○富士主幹

ご質問ありがとうございます。

まず来館者数200万人でこの駐車場台数となると、関東の道の駅の規模で考えますと、駐車場台数としては少なめかと感じています。

ただ、今回の道の駅の駐車台数については158台が要求水準となっておりますが、ご存知のとおり、国道134号の正面道路の通過交通量約3万台を想定しており、この台数をもとに、NEXCOにおける設計の指針を参考に導き出した台数で設定をしております。それだけで神奈川県分の駐車台数が満たされているという実状であり、さらに地域振興施設の商業床面積分の面積で大店立地法の必要駐車場台数を上乗せしていますので、計算値上で考えますと、十分な台数となります。

ただし、繰り返しとなりますが、北関東にて流行している道の駅などと比較すると、施設面積に対する駐車場台数は少なめだと認識してございます。

以上です。

○小山委員

ありがとうございます。

○藏田委員長

他はいかがででしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

ご報告を承り、所管課は、今後さらにいろいろと、運営スタートの立ち上げがかなり大変かと思えます。最後のディテールの実施設計もおそらく細かなところで人の印象はかなり変わってくるので、しっかりと事業者とコミュニケーションをとっていただき、市民にも喜んでいただき、また他の地域の方々にも茅ヶ崎に来る目的地になってもらわなければいけませんので、ぜひ良いものを作っていただければと思います。指定管理者選定等委員会としても、運営の部分について、また必要に応じてご協力させていただきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。ぜひ今後ともよろしく願いたします。

【担当課退出】

○藏田委員長

続きまして議題（３）「指定管理者制度導入に関する基本的考え方の改訂について」事務局からご説明をお願いいたします。

○岡崎課長補佐

それでは議題「（３）指定管理者制度導入に関する基本的考え方の改訂について」のご説明をさせていただきます。

本議題は、本市の指定管理者制度の運用に係る基本方針であります「指定管理者制度導入に関する基本的考え方」の改訂内容についてご報告をさせていただくものでございます。

お手元に配布をさせていただきました資料は、資料３－１、３－２、３－３の３セットとなっております。

資料３－１につきましては、今回の改訂の概要、目的や背景また改訂内容を記載させていただいてございます。

資料３－２につきましては、改訂内容を端的に示させていただいた、いわゆる新旧対照表の形、資料３－３につきましては、改訂内容を基本的考え方全体の中で、見え消しの形で示させていただいた資料となっております。

説明につきましては、資料３－１に沿って進めさせていただければと思いますので、資料３－１をご覧ください。

なお、基本的考え方につきましては、今年度の当初に、今日ご説明させていただく改訂

とは別に、誤字脱字の修正や今までの法令等の改正に伴って文言調整が漏れておりました部分について、修正・調整等をさせていただきます。

この改正につきましては、資料上の記載は割愛をさせていただきますのでご了承ください。

それでは、今回の資料に記載してご説明させていただきますのは、指定管理者候補者の選定手続きに係る記載を変更するための改訂となっております。

お手元資料3-1の「1 概要、目的」をご覧ください。

現在の指定管理制度導入に関する基本的考え方では、PFI事業について、公募等の手続きによることなく、PFI事業者を指定管理者の候補者とし、指定管理者選定等委員会には、一定の書類を添えて指定管理者候補者を選定した旨を報告することとしてごさいます。これは施設の設計から運営までを包括的に委託するPFI事業の場合、PFI事業者の選定とは別に、公募で指定管理者候補者の選定を行うことが、制度上なじみにくく、非公募としても申請手続きや提出書類の重複等が発生し、非効率であることを理由としてごさいます。

こうした包括委託に係る選定手続きの取り扱いにつきましては、現在、PFI事業に限らせていただいているものでございりますが、施設の設計から運営までを包括的に委託する事業方式を採用する際は、PFI事業と同様の取り扱いとするものでございします。

続いて同じページの真ん中、「2 背景」になります。先ほど議題(2)でも結果についてご報告をさせていただきました道の駅整備事業においては、DBO手法を採用させていただきます。

こちらは施設の設計から運営までを包括的に委託するような形となっております。

本事業について、DBO事業者の選定とは別に、改めて指定管理者候補者の選定手続きを行うことは、PFI事業の時同様、提出書類の重複等の課題が発生いたします。

このことから、現在、PFI事業に限っている包括委託に係る指定管理者の選定手続きの取り扱いを、DBO案件のような包括委託事業についても適用するため、基本的考え方の改正を行う必要が生じたことが背景となっております。

続いてページをおめくりいただければと思います。2ページになります。

ここからが基本的考え方の具体的な改訂箇所についての内容となっております。

大きい四角枠の中、まず真ん中の矢印を分けて、矢印の上が現在の規定、下が改訂後の内容となっております。

まず、指定管理者制度導入に関する基本的考え方の(1)導入対象施設の部分につきまして、文言の削除を行わせていただいております。

こちらにつきましては、現行規定の表記がPFI事業については、指定管理者制度導入の検討を行わないという解釈に繋がることを避け、個別法の制限がある施設を除いてすべ

ての公の施設について、指定管理者制度の導入を行うということをわかりやすくするため、簡潔な表記に改めるものでございます。

また「（４）指定期間」の部分につきましても、特別な理由がある場合を除き原則５年であることをわかりやすくするため、簡潔な表記に改めるものでございます。

続いて３ページをご覧くださいければと思います。

同様に四角の枠の中、１行目になります。

「３ 指定管理者制度の導入手続」の「（１）指定管理者の募集の基本的考え方」の部分でございます。

「どういった場合は、指定管理者を公募で選定しないこととするのか。」といったものに関する規定の部分になってございますが、P F I 事業について規定している、片仮名のイの部分につきまして、P F I 事業だけではなく、施設の設計から運営までを包括的に委託する事業方式の場合にも適用できるよう表記を改めるものでございます。

続きまして４ページにお進めいただければと思います。

こちらの部分については対象範囲が広いので、現行の規定を４ページ、改定後の規定を５ページという形で分けて記載をさせていただいております。

この部分につきましては、P F I 事業により施設の管理運営を行う場合の取り扱いの規定となっておりますが、P F I 事業については、公募や非公募の手続きで指定管理者候補者を選定するのではなく、P F I 事業者を指定管理者の候補者とし、指定管理者選定等委員会には一定の書類を添えて、P F I 事業者を指定管理者候補者に選定したことを報告することについて規定してございます。

全体の文言がP F I 事業に限った形となっておりますので、P F I 事業者をP F I 事業等の受託者といった形で、包括委託手法についても適用ができるように全体的に文言調整を行ったものでございます。改訂内容についての説明は以上となります。

○藏田委員長

ご説明ありがとうございました。

今のご説明内容につきまして、質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

私からお話しさせていただきます。内容については、概ねよろしいかと思っております。P F I 事業と同じようにD B O 方式で指定管理者を入れるときに、一括でD B O の選定で、そのまま指定管理の事業者にするということについては、その方向でよろしいかと思いません。

細かなディテールの部分ですが、今回はP F I に加えてD B O を加えますという改訂かと思っておりますが、これはD B O を加えるだけなのでしょうか。

今後、P P P 事業、例えば定借事業で施設を建てていただき、その中に公共施設を入れ

るとなると、現在の規定ではDBOだけなので、PPP事業はガイドラインに入っているのですが、DBOではないので、また別途宣伝しなければいけないというようなことが生じてくるので、具体的な考え方としては、例えばこの規定の中に、このガイドラインに準拠する対象となるものについて、その中で指定管理者制度が入っているので、それは除くという但し書きが必要だと思います。それについては、1回選定したものと合わせて、指定管理者制度を入れるものは、その1回の選定で選べるとしてしまった方が、今後、ガイドラインを変えていくのは、比較的容易だと思うので、この考え方で、ガイドラインに委任するような形にしてしまい、そこで時代ごとに合わせて選定対象を決定していけばよいかなと思います。手法についてはどんどん変わっていくLABVやPPP事業であるとかいろいろな手法がどんどん出てくると思うので、そのたびごとにこれを書き換えるのはとても大変ですので、できたらDBOもこの茅ヶ崎市のガイドラインの中に入っておりますので「ここに記載されている内容・手法については」というような書きぶりにしてしまえばよろしいかなと思いますので、それらを含めてPFI等の受託者という言い方にしてしまえば良いと思います。

そのため、具体的に今回DBOが出てきたのでDBOだけだと、また次もまた次もその次もとなるので、それらを読み込めるようにいっぺんに改正してしまった方が良いかなと思いますので、その辺りは可能な範囲でご検討いただければと思います。

○岡崎課長補佐

ありがとうございます。

いただきました意見を含めまして、文言の定義の仕方を含めて、調整させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○藏田委員長

現在だと「等」というのは、PFI手法に準じた施設の設計・建設・運営のことを指しているかと思います。

例えば、定借で建てたものの中にリース方式は入らないではないですか。そのため、そこはより広く、柔軟に読めるようにできる改正にした方が良いかということです。

ぜひご検討ください。

他にいかがでしょうか。小山委員、お願いします。

○小山委員

資料3-3について2点ほどお伺いいたします。29ページと32ページに先ほど質問した会館の修繕、それから補修、備品等の修繕についての条項があります。

それぞれ「1件につき幾ら以下は、受託者でやってくださいよ」という内容なのですが、この「1件につき」というのは、今まですべてこの文言できていますが、この範囲というものをもう少し明らかにする必要はないのかと感じます。

先ほどの屋内温水プールの話に関連しますが、建物に関わる修繕部分は、その1件の中に入るのかなとなってしまうと、総額を合わせると、とても100万や200万円に収まりませんから、「どうぞ、委託者でやってください。」という話になってしまうものなのかどうなのか、何かすっきりしない気がします。

この一件の内容は、どういう書き方をしたら良いのだろうかという、なかなか思い浮かばないので、その辺りの検討が必要なのではないかと思います。

それともう一つが27ページをご覧いただきたいのですが、一番上に第11条というところがあります。

これを読んでいて、理解できなかったのですが、「受託者は、管理運営業務を行う場合は、毎会計年度開始前に同条に規定する業務に・・・」この同条とは、第九条のことを指しているのかどうかという質問です。

○藏田委員長

この同条は、何条を指していますかということですね。

○小山委員

おそらく第8条から第9条のことなのかと思って目を通していただけなのですが、もしそれであれば、これはまだ雛形の部分ですから、直しておいた方が良いのではないかなという気がします。

○廣瀬主幹

ありがとうございました。

まず1点目の修繕の関係で、先ほどもご質問いただいたところではありますが、実際に1件ごとに何万円以下というような出し方をしているケースが多いです。その中でも具体的におっしゃっていただいた屋内温水プールにつきましては、見ていただいたとおり、かなり修繕が必要な箇所がありまして、一件ごとではなくて総額で250万円までの範囲は修繕を実施してくださいという形にしております。

今までは、指定管理者とのやりとりの中で、50万円以下のものは、すべて指定管理者が実施するとなると、指定管理者の負担がかさんでしまう部分や修繕を渋ってしまう部分も出てしまうというような現場での課題がありましたので、まずは250万円に行くまでは、指定管理者でしっかりやっていただき、それを超える部分については、市と協議をし

てやっていくというような、そういった事例もございますので、施設の状況に合わせて、金額の設定を単件にするのか総額にするのかなどについては、調整をしながら決めているというのが現状となります。

○小山委員

決め方として、こういうものを決めておいた方が良いのだろうと思う反面、この規定があるがために、指定管理者にも予算管理というものがあるでしょうから、今年度はとてもできない。そうするとこれは全体に関わることだから、こちらで実施する、しないということがネックになり、遅れ遅れになっていることがあってはいけないことだと思いますので、その辺り何か少しでも改善できるような表現ができるように工夫していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○廣瀬主幹

ありがとうございます。

かなり傷んでいる施設もご覧いただいたので、小山委員の印象も強かったのかと思いますが、施設の状況で比較的新しいところは、それほど費用をかけずにというところもありますので、1件ごとに判断をしていきたいと思っております。

もう1点目で、ご指摘いただいた11条のところは、確かに同条の記載は、合っていないので、ここは修正するようにいたします。ありがとうございます。

○藏田委員長

他にいかがでしょう。

山田委員、お願いいたします。

○山田委員

指摘や質問というよりも何か意見交換みたいな感じになってしまいますが、今後、市内でPFIやDBOが広がっていく可能性があるとしたら、いわゆるイニシアティブの部分を市がどのぐらい担保するのか。担保というか確保するのかというところと、それをむしろP（民間）の側にどのぐらい委ねていくのかという部分について、見積もりなどはありますでしょうか。

施設によっても全然違うので、説明が難しいのですが、「市として持っているものだけ管理は私企業がやるもの、設計・管理・施工を含めて、私企業がやるもの。」といったときの理念において、先ほどのモニタリングのところもそうですけれど、市としては「こうありたい」という思いと、でも、管理者としては「こうありたい」という思いは、協議

によって整うのでしょうか、例えば、そういうところを含めて、比較的柔軟な対応やそれぞれの施設ごとの対応が求められてくると思うので、難しいですけど、そういう時に、そのイニシアティブ、どのイニシアティブをどのように優先すべきなのかということについては、拡大していくごとに、大体このようになっていくといいなという絵姿みたいなものを市として持っているかどうかお伺いさせていただきたいと思います。せっかく市が策定するものですので、理念としては市民のためにとか、お金を払ってくれる利用者ではなくて、住んでいる人も含めてというようなことを広範に考えたい理念というのが、どこかにはある訳かと思えます。同時に、それを管理者が設けてくださいということになると、その部分のところよりも、いわゆる収益・収入の論理みたいなところを出してきたら、もっとこっちの方が良い、それをアイデアとして上手く繋がる場合には良いのですが、仮に背反するような事例が起きてきたときには、市としてはこういう方針で、むしろ強制的にお願いをしていくとか、そのような対応策みたいなものは、イメージとしては、できているのでしょうか。

○廣瀬主幹

具体的に対応策というところまでは、持ち合わせてはいません。先ほどの道の駅のルールでいきますと、当然市としてはこういう道の駅を作っていきたいという方針や予算があり、その範囲内において、実現をしていただける事業者を募集していただくことになると思うので、事業者が提案していただく内容は、あくまでも上に市の方針があって、その中で、お金を稼ぐだとか、どういう施設運営をやっていくかということになってくるかと思えます。あとは山田委員もおっしゃった、そこでの協議で成り立つという部分は、そこが相反する場合には、やはり先ほどのモニタリングなど仕組みを通してしっかり市の理念のもと運営していただいているかというようなチェックをしていくところになってくるかと思っています。

○山田委員

もし、そうだとするならば、先ほどの柳島スポーツ公園のときに思ったのですが、ここに掲げられている年次報告と月次報告の書面交流ではない部分、相対の協議だとかそういったところを制度化というよりも仕組みの中に上手く入れていくようなそういう配慮があれば、なお良いのではないかと感じるころがありました。

先ほどの柳島スポーツ公園の話もそうなのですが、どちらかというイメージとしては、PFI事業者に「頑張ってください。」と言って、アイデアはそちらの方で出して、そのアイデアを市は良しとして後付けしていくというやり方もあると思うのですが、希望や期待があるのであれば、きちんと協議をした上で、完成させていくというのもありだと

思うので、その点でいうと、その年次報告・月次報告以外にも何か連携がとれるような仕組みをどこかにかませておけば、見直しはより良いものになるのかと思いました。必ずしも入れる必要があるということではないのですが、あるとより良いものになるかと思いますので、ご検討いただきたいと思います。

○廣瀬主幹

今回モニタリングの総括票を出していただくにあたっては、相對して第一四半期はどうだったか、第二四半期はどうだったかという評価をした上で、その積み重ねが総括表にはなっております。私も以前コミュニティセンターの管理を担当していたときも、やはりあのような同じ評価票を作るのは、どうしても堅い話になってしまう部分もありました。日頃おっしゃっていただくコミュニケーションの中で、アイデアを聞いたり、課題を共有したりというところも非常に大事になると考えておりますので、そういったところで聞いた内容も吸い上げて、さらに年間の総括表の中にも一部改善が図られるというような流れができる一番良いのかとご意見を伺って思ったのですが、現時点で具体的な方向性は定まっておられません。

○山田委員

例えば、話し合いを定期的というよりも、何カ月に1回あるいは、1年に1回とか2年に数回というような、そういう形の協議の必要性みたいなこと入れておくとか、そのようなところでも良いと思います。

書面の交換を少し超えた部分の接点を常に考えておくと、このPFIについては、レビューもそうですが、感想も含めて本当に良いのかと思っているところがあります。

○廣瀬主幹

どちらも担当者が変わってしまったというのはよくあることなので、策定した時、市が求めた時の理念をしっかりと継続して共有しながらやっていくのが非常に重要だと思いましたが、しっかりと確認しながら実施してまいります。

○山田委員

イメージとしては、こういうPFIの前にあるのが、例えば戸塚の舞岡公園の管理であるとか、茅ヶ崎だと県立の里山公園の管理の協議体制の部分と実施体制の部分が上手く繋がっている機関は、割と良い仕組みができています。横浜市も舞岡公園の管理については、所有はするけど管理はしないという方針で扱ってきたところがあって、そういうところで、何かノウハウが自治体にもきっとあると思うので、そこを参考にしながら

ら実施していくと良いかと思えます。

○藏田委員長

他にいかがでしょうか。

私から2点お願いします。

1つは先ほどのところとは別に、1回で選定するという事自体の手続きの改正は問題ないと思えます。逆に、例えばDBOやPFIの事業者選定の基準とか、公募の条件の中に「この指定管理者制度の基本的な考え方に沿った要求なり要望というものを踏まえて選びます。」というのを入れておかないと、必ずしもDBOとPFIだと指定管理で求めるほど運営部分に厳格な提案を求めるものではないことがあろうかと思えますので、手続き的に合わせてしまうのは構わないですが、指定管理者のここに掲げられた考え方を踏まえずに、それはそれでとやってしまうのは、これはもう相手が間違いだと思えますので、どこかに「この選定でそうするという事と併せて、その際には、このガイドラインなり指定管理者制度の考え方を踏まえた提案を求めるものとする。」などの文言を入れておかないと、「別のドアから指定管理者が入ってきます。」となると整合性が取れないので、その点をご検討いただいて工夫していただければと思えます。

2点目は別のお話で、13ページの「(2) 選定の単位」のところ、今回のことをきっかけに指定管理者制度の基本的考え方を見直せるのであれば1点だけ、「同種施設・複合施設は、包括で選べます。」となっていますが、例えば公共施設の一括包括管理だと、必ずしも同種でもなければ複合でもない、エリア的に複数もしくは公の施設としての括り、これは同種施設とは言えないと思えます。同類施設とは言えないと思うのですが、そのようなことで、少しこの部分(ア)と(イ)が狭いかと思えますので、複合化を一括化・包括化することによってメリットを得られる組み合わせというような書き方がもし可能であれば、いろいろな組み合わせでバリエーションを出していくというような時代になってきているかと思えますので、その点は(ア)、(イ)の他に(ウ)その他として「包括化によって、メリットが得られるものについては包括化」というような文言が入ると良いのかと思えました。

今、お話ししながら3点目を思いつきました。

非公募の施設などで、毎回、おそらくこのガイドラインに示されているものだと思うのですが、財務諸表やもろもろ非公募のここら辺のいわゆる事務処理負担の部分で、あまり書類を作っても意味がないものについては、少し省略なり、まとめてとか、年度・施設を跨いでなど従来では2つの施設を実施しようとなると、同じものを2つ出してもらいたいなこともしていたかと思えますので、この13ページの施設の包括化と併せて、特に非公募に関して、もちろん非公募だからいい加減にやっても良いということではないのです

が、一方で、担われる事業団体によっては、必ずしも財務諸表なり活動報告なりをしっかりと詳細に作り続けているわけでもない部分もあるかと思います。この辺りは少し書類を見直すような形で、それが読み込めるものであれば、それに代わる説明資料を持って代えることができるというようなどころを作っておいた方が良いかと思います。それができる規定にしておけば、使わなければ良いことだと思うので、今は非公募の選定にあたって、たくさんの資料を出さなければいけないことになっていますが、例えばこういったところとかを省略できる、みなす規定、できる規定の一文を入れておけば、実際に実務をやっていて、かなり負担感があると思うので、内容的に担保できるものであれば、必ずしもこのガイドラインに沿って四角四面にやる必要はないと思います。その辺りについて、今回見直しをするのであれば、これに関連した文言を各項目にそれぞれ入れていただくと良いのかと思いました。以上3点です。

○岡崎課長補佐

ありがとうございます。

1点目から3点目も含めて、すべて検討させていただき、こういった機会でございますので、前向きに改訂をさせていただければと思っております。

1点目のPFI・DBOをこちらの紐づけというのはさせていただければと思います。

2点目の選定の単位のところにつきましては、現状だとおっしゃるとおり、同種か複合という中で、複合の中に近接だけ少し書かせていただいておりますが、ただ、どこまでかというのが狭いので、ここはもっと広く、全面的な部分で書かせていただくような形を再考させていただきます。

3点目につきましても、質を担保させていただく中で、どこまで量的なもの、負担的なものを皆さんが減らせるのかというのがあります。また内容精査の上で、こういった形にしてはどうでしょうかというのを委員会の皆様にお諮りをさせていただく中で、ご意見を伺って決めていければと思いますので、よろしく願いいたします。

○藏田委員長

ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、報告事項の「(3) 指定管理者制度導入に関する基本的な考え方の改訂について」の審議を終了いたします。

では最後「(4) その他」につきまして、事務局からございますでしょうか。

○早坂主任

ありがとうございました。

最後に事務局より今後の予定について、説明をさせていただきます。

次回以降、第4回から第6回の指定管理者選定等委員会につきましては、10月の開催を予定しております。

現時点では10月4日、10月10日、10月17日の3日間を予定しております。

詳細が決まりましたら、またメール等でお知らせをさせていただきます。

事務局からは以上となります。

○藏田委員長

10月4日、10日、17日の時間は決まっていますでしょうか。

○早坂主任

時間は未定ではございますが、4日につきましては、まず午前中に非公募で選定を行う施設の評価を行いまして、午後に公募をしている4施設の中で、4社以上の応募があるところがあれば、午後に選定を行うことにしておりますので、4日については、午前は必ず行うような形となります。午後にやるかどうかというところではございますが、そのスケジュールについても、午前・午後に実施するかも含めまして、確認はさせていただきたいと思います。

10月10日につきましては、午後で済ませられればと考えているところです。

10月17日も同様でございますので4日のみ、午前・午後に跨るような形になる可能性もございますので、そこだけご承知おきをいただければと思います。

○藏田委員長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

では、他に全体を通しまして、何かご意見はよろしいでしょうか。

では、以上をもちまして、令和5年度第3回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会を終了とさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

以上